

上溝団地連合自治会 推薦委員会の細則

趣 旨

「8自治会会長以外の自治会員より上溝団地連合自治会 会長を選出、選任をする」

平成25年度までは、各区会長より上溝団地連合自治会(以下連合自治会と省略)会長を選出していましたが連合自治会 会長は光が丘地区自治会連合会(以下地区連と省略)の役員になります、この数年は地区連の会議・多団体の会議などで多忙になり単位自治会の会務遂行に支障を来すため連合自治会 会長は連合自治会、地区連、その他諸団体の会務遂行、他8自治会 会長は連合自治会及び単位自治会の会務遂行の負担を軽減するため。

目 的

本会は次年度の上溝団地連合自治会 会長を選任する事を目的とする。

本会は前条の目的を達成する為に下記のいずれかの会議を行う。

- (1) 推薦委員会の委員選出は本年度連合自治会 会長を含み8自治会 会長1名及び8自治会より1名を選任する。
- (2) 推薦委員会の委員選出は本年度連合自治会 会長と8自治会 会長及び前年度の8自治会 会長で構成をする。

「上記(1)、(2)は連合自治会 会長及び8自治会 会長の判断に委ねる。」

- (3) 推薦委員会の開催について、上記(1)、(2)どうよう連合自治会 会長と8自治会 会長の判断に委ねる。
- (4) 推薦委員会により連合自治会 会長が選任されないときは8自治会 会長による互選で連合自治会 会長を選任することが出来る。

任 期

上溝団地連合自治会 会長の任期は定めない。

会議に次の役職を選出する

委員長 1名 ・ 副委員長 1名 ・ 書記 1名 書記は議事録を作成する。

上溝団地連合自治会 会長の手当について

推薦委員会で選任された上溝団地連合自治会会長には会長手当として毎年金 50,000円を支給するまた、活動費は連合自治会の対外活動費より支給、ただし推薦委員会で連合自治会 会長が選任できず8自治会 会長より連合自治会 会長を選出したときは会長手当50,000円は支給しない。

付 則

(施工・改正)

本細則は2014年(平成26年)3月27日より実施する。